

光配線区画情報に誤情報が含まれた原因および再発防止策  
ならびに  
光配線区画情報の精度向上に必要な措置の公表

平成27年12月22日  
N T T 東 日 本

---

平成27年9月14日、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」の中で、光配線区画情報について、『NTT東西において、誤情報が含まれた原因について調査・分析し、再発防止策を検討するとともに、加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)を利用する接続事業者の意見も聴きつつ、光配線区画情報の精度を向上させるために必要な措置を検討し、具体的な実施工程と併せてこれらの措置の内容を公表することが適当である。』との見解が示されました。

当社はこれを踏まえ、以下の2点について措置内容を公表いたします。

1. 光配線区画情報に誤情報が含まれた原因および再発防止策について
2. 光配線区画情報の精度向上のために実施する措置について

## 1. 光配線区画情報に誤情報が含まれた原因および再発防止策について

当社はこれまで、光配線区画の範囲の特定に資するため、光配線区画に係る住所情報（現在までに当社の加入電話等のご利用があった住所と当該住所が所属する光配線区画名等を掲載した情報、以下、「住所情報」）および、光配線区画に係る外縁電柱情報（光配線区画の最も外側に位置する電柱等設備の座標と当該設備が所属する光配線区画名等を掲載した情報、以下、「外縁情報」）を提供してまいりました。

平成26年12月に住所情報を提供した接続事業者様から当社に対し、「情報に誤りがないか確認してほしい」との要望があり、当社にて確認したところ、提供した住所が所属する光配線区画名の一部に誤りが含まれておりました。

当社はこれを受けて、全ての住所と光配線区画名の括りつけの確認を行い、平成27年3月に修正を完了しています。また、これまでに当社が住所情報を提供した接続事業者様に対しては、修正した光配線区画に係る住所情報を改めて提供しました。

今回、接続事業者様に多大なるご迷惑をお掛けしたことについて、深くお詫び申し上げます。

### 【誤情報が含まれた原因】

当社の設備データベースに新たな住所を登録する際、当該住所と当該住所が所属する光配線区画名との括りつけについての確認が不十分であったことによるものです。

### 【再発防止策】

本事象の再発防止策として、当社は、本事象の発生原因が登録者の確認が不十分であったことを踏まえ、新たな情報を登録する際、これまでは一人の登録者で登録作業・内容確認を行っていましたが、平成27年2月より、登録者とは別の担当者が登録内容を確認する作業を追加し、更に前月に登録した内容を再度確認することとしており、登録内容の確認工程を従来よりもさらに2回増やしています。

## 2. 光配線区画情報の精度向上のために実施する措置について

当社は接続事業者様より、住所情報と外縁情報を用いても、以下の理由により、一部の光配線区画の範囲を特定することができない課題があるとのこと指摘をいただきました。

- 住所情報には、現在までに当社の加入電話等のご利用がない住所の情報が含まれていないこと
- 外縁情報は、光配線区画の最も外側の電柱等の座標のみとなっているため、当該光配線区画と隣接している光配線区画との境界が明確にならないこと

これまで光配線区画の特定については、住所情報及び光配線区画の外縁にある電柱等の位置情報を提供しておりますが、これらの情報を利用して光配線区画の入り組んだ箇所等について、接続事業者様が、任意の住所の属する光配線区画を特定する際に、どちらの光配線区画に属するか判別しにくい場合があります。

当社は、光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報を利用すれば、任意の住所と最寄の電柱を特定することができ、光配線区画の境界が判別しやすくなると考え、光配線区画の判別精度を向上させる施策として、光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報の提供を接続事業者様にご提案しました。その結果、光配線区画情報の精度を向上させる措置として適切であるとの評価をいただき、ご提供の要望があった接続事業者様と提供にあたっての条件等について協議を行い、平成27年11月に提供内容について合意しました。

今後、提供に伴う諸手続きが完了し次第、提供開始する考えです。

## ■ 接続事業者様が各情報を地図にプロットした場合(イメージ)

図1:住所情報のみ

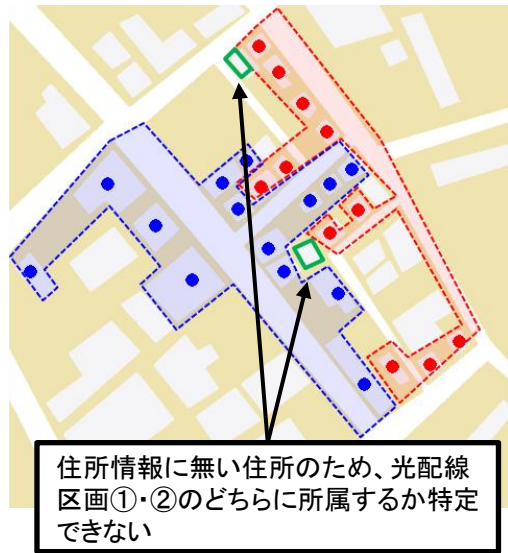


図2:外縁情報のみ



図3:住所情報と外縁情報の組み合わせ

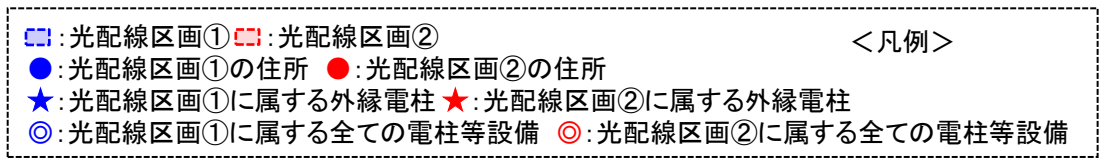
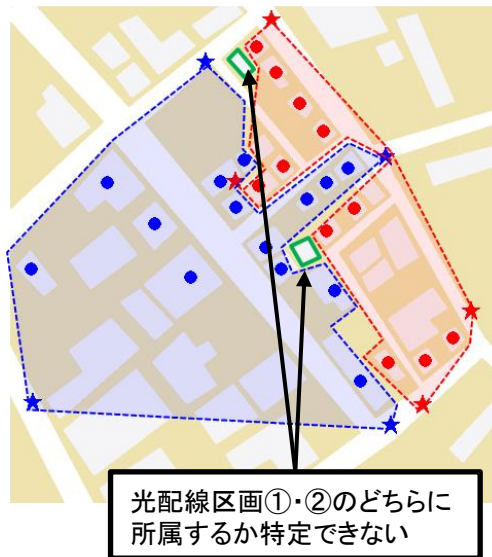


図4: 光配線区画内にある全ての電柱等の位置情報

